

【アメリカ】外国で出生した子の市民権法

軍の構成員及び公務員の子のための市民権法（Citizenship for Children of Military Members and Civil Servants Act, P.L.116-133）が、2020年3月26日に制定された。この法律は、軍の構成員及び連邦政府職員の子が外国で出生した場合、米国内に居住していなくても米国の市民権を当然に取得できるように要件を緩和することを定めた法律である。

一般に、外国で出生した子が市民権を当然に付与されるためには、①少なくとも両親のうち一人が米国の市民権を有している、②子が18歳未満である、③子が米国市民である親の法的及び身上的監護（legal and physical custody）の下、合法的な永住権に基づいて米国内に居住している、の3つの要件を満たしていることが必要と定められている（8 U.S.C. 1431）。

本法では、外国で出生した子が③の要件を満たさない場合であっても、④軍の構成員若しくは連邦政府職員として外国に配置され居住する米国市民（又はその市民に随伴する配偶者）である親の法的及び身上的監護の下にある、⑤合法的に米国の永住権を取得している、の2つの要件を満たしていると認められる場合には、米国の市民権を取得するものとする旨定めている。

海外立法情報調査室・伊藤信博

- <https://www.congress.gov/116/plaws/publ133/PLAW-116publ133.pdf>
- <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title8-section1431&num=0&edition=prelim>

【アメリカ】ドローンから施設又は財産を保護するための司法省指針

2020年4月13日、司法長官は、司法省の各局（アルコール・タバコ・火器局、麻薬取締局、連邦捜査局、連邦行刑局、連邦保安官局、司法管理局及び法務総裁事務局）に対し、無人航空機又は無人航空機システム（以下「ドローン等」）の脅威から一定の施設又は財産を保護するための指針（Attorney General, Guidance Regarding Department Activities to Protect Certain Facilities or Assets from Unmanned Aircraft and Unmanned Aircraft Systems, April 13, 2020.）を発出した。この指針の根拠は、2018年現在脅威防止法（Preventing Emerging Threats Act of 2018, P.L.115-254, Div. H.）が定める規定（6 U.S.C. § 124n）である。この規定は、司法長官等がその施設又は財産を保護する措置（以下「保護措置」）として、ドローン等の(1)検出、特定、監視及び追跡、(2)操縦者への警告、(3)操縦の無線通信の傍受等による妨害、(4)操縦の取上げ、(5)没収、(6)破壊等を認める。

今回発出された指針は、司法省の各局が保護措置を必要とする場合に、司法次官補に承認を申請するために、次の要件に従うことを定める。(1)保護措置の30日以上前の請求、(2)施設又は財産の性質、場所、環境等に関する説明、(3)施設又は財産と法律に定める司法省各局の業務との関係の説明、(4)施設又は財産がアクセス制限空域に含まれるかの説明、(5)保護措置の内容、(6)ドローン等が脅威となる理由の説明、公衆の安全に対する保護措置のリスク評価等、(7)他の省庁の役割についての説明、(8)承認及び保護措置の展開の条件の明示。

また、司法省の各局は、保護措置を採るに当たり、この指針の定めに従い、(i)州、地方、地域又は部族の法執行を支援する保護措置の展開、(ii)運輸省連邦航空局との協力、(iii)合衆国憲法及び連邦法に基づく通信記録の保持、共有、捜査・差押え等の実施、(iv)調達及び訓練、(v)指針の改正の申立て等を行う。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://www.justice.gov/ag/page/file/1268401/download>

【EU】 欧州市民発案に関する規則の施行

2020年1月1日、「欧州市民発案に関する規則」(Regulation (EU) 2019/788)の適用が開始された。本規則は、2011年に公布された欧州市民発案規則(Regulation (EU) No 211/2011. 本誌 249号(2011年9月) pp.29-50 参照)を廃止し、これに替わるものである。

本規則は、全5章28か条と7の附則から成り、加盟国の国民(EU市民)が、EUの権限に属する政策分野に関しEUの法令行為(規則、指令、決定等)が必要であると考えた事項について発案し、欧州委員会が適切な提案を行うよう要請できる欧州市民発案制度(European citizens' initiative)の方法及び条件について規定する(第1条)。

欧州議会選挙の投票権を有する年齢(ただし、国内法で定める場合には16歳)以上のEU市民は、発案への支持表明に署名することができる(第2条)。発案が有効となるためには、4分の1以上の加盟国(現状では7か国)から100万人以上の署名を集め、かつ、加盟国ごとに定められた最低必要署名数を上回った国の数が加盟国の4分の1以上とならなければならない(第3条)。

発案は、欧州議会選挙の投票権を有し、7か国以上の異なる加盟国に居住する7人以上のEU市民で構成される組織者グループが行う(第5条)。組織者グループは、署名の収集前に、欧州委員会に発案の登録を依頼する。欧州委員会は、組織者グループが構成要件を満たしており、かつ、発案内容が明らかに欧州委員会の権限の範囲外ではなく、濫用的ではなく、EUの価値に反するものではない等の条件を満たした場合は、当該発案を登録する(第6条)。

署名の収集期間は、発案の登録完了から6か月以内で組織者グループが設定する日から12か月以内である(第8条)。署名は、1発案につき1人1回までであり、規則に定める様式に従い、オンライン又は紙媒体で行う(第9条)。欧州委員会は、中央オンライン署名収集システムを設置する(第10条)。

必要数の署名が集まった場合には、署名は署名者の国籍ごとにまとめられ、各加盟国の管轄官庁に送付される。管轄官庁は、署名を確認し、有効署名数の証明書を組織者グループに送付する(第12条)。これを受けて、組織者グループは、欧州委員会に発案を提出する(第13条)。欧州委員会は、発案の受理を公表してから6か月以内に、当該発案についての法的及び政策的結論、何らかの行動を起こす予定がある場合にはその行動(適切な場合には法令行為の提案を含む)と理由、行動を起こさない場合にはその理由を公表する(第15条)。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/788/oj>

【EU】欧州気候法案の公表

2020年3月4日、欧州委員会は、「規則(EU)2018/1999を修正し、気候中立(climate neutrality)を達成するための枠組みを定める欧州議会及び理事会規則(欧州気候法)案」(COM(2020)80 final. 以下「欧州気候法案」)を公表した。欧州気候法案は、2019年12月11日に公表されたEUの成長戦略である「欧州グリーン・ディール」(COM(2019)640 final. 本誌282-2号(2020年2月)p.29参照)において提案が言及されていたもので、全11か条で構成される。

欧州気候法案は、温暖化ガスの不可逆的かつ段階的な削減と、自然に存在する吸収源等による除去の増進に関する枠組みを設定する(第1条)。EUレベルでの温暖化ガスの排出及び除去は、遅くとも2050年までに均衡状態(すなわち、温暖化ガスの排出量が実質ゼロの「気候中立」の状態)とならなければならない。欧州委員会は、2030年までの温暖化ガス排出量削減目標を1990年比で50~55%以上に引き上げることにつき、立法提案も含め、必要な措置を検討する(第2条)。欧州委員会は、気候中立を達成するための2030年から2050年までの目標軌道(trajjectory)を採択する権限が与えられる(第3条)。EUの関連機関及び加盟国は、気候変動に対する適応能力の強化等の取組を継続的に進めなければならない(第4条)。欧州委員会は、5年ごとに、EU全体及び各加盟国の取組を査定する。欧州委員会が加盟国の取組が十分でないと判断した場合には、当該加盟国に勧告を行うことができる(第5条から第7条)。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020PC0080>

【オーストリア】新型コロナウイルスの緊急事態に対応した閣議・市町村議会に関する憲法改正

オーストリアでは2020年3月から10数次にわたり、新型コロナウイルス対策の法律（原語の法律の題名の略称はCOVID-19 Gesetz。以下「コロナ法」という。）が制定されているが、そのうち、同年3月成立の第2次コロナ法及び同年4月成立の第4次コロナ法において、連邦憲法の改正も行われた。オーストリアにおいては、通常法律の中に憲法と同等の効力を有する憲法規定（Verfassungsbestimmung）が置かれることがあり、第2次コロナ法では第19条、第4次コロナ法では第5条がそれぞれ憲法規定とされ、両法とも憲法改正に必要とされる上下両院の3分の2以上の特別多数決で可決された。

3月の第2次コロナ法では、閣議の議決定足数（過半数の閣僚の出席）を定める第69条第3項が改正され、定足数の規定が削られるとともに、持ち回り又はテレビ会議による閣議決定が許容された。ただし、テレビ会議については2020年12月31日までの暫定措置とされている。あわせて、従来憲法上の慣行とされてきた閣議決定における全会一致の原則も憲法上明記された。

4月の第4次コロナ法では、市町村議会の議決要件（議決定足数に達した出席議員の過半数）を定める第117条第3項が改正され、2020年12月31日までに限り、非常事態の場合においては、議場への出席が不要となり、持ち回り又はテレビ会議による議決が許容された。

憲法課・山岡 規雄

- ・ https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2020_I_16/BGBLA_2020_I_16.pdf
- ・ https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2020_I_24/BGBLA_2020_I_24.pdf
- ・ Anna Gamper, *Corona und Verfassung*, 2020.5.1. Universität Innsbruck website <<https://www.uibk.ac.at/oeffentliches-recht/100-jahre-b-vg/corona-und-verfassung.html>>

【韓国】雇用労働教育院の設立

2020年3月31日、韓国雇用労働教育院法が制定された。これは、勤労者、事業主及び一般国民等に向けた雇用労働・労働人権教育を活性化し、雇用労働関連業務に従事する公務員や関連業務の従事者に対する職務教育への需要に応えるとともに、各主体で運営される雇用労働教育の体系的な支援のために「韓国雇用労働教育院」（以下「教育院」）を設立するものである。教育院は、現在韓国技術教育大学の附属機関である「雇用労働研修院」を独立させる形で設立され、雇用労働部（部は日本の省に相当）が指導・監督する（第18条）。また、労働者、事業主への雇用労働教育、雇用労働関連の業務に従事する公務員やその他の従事者への職務教育、青少年等国民への労働者の人権及び権利保護に関する教育を行うほか、教育院以外で行われる雇用労働教育事業に対する支援や研究開発、専門家の養成、国際協力等の事業を行う（第6条）。同法は、設立準備・手続に関わる附則の一部を除いて2020年10月1日に施行される。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1L8L1O1P2F2R1A4U5S0A2B5K9Z5U5

【オーストラリア】 沖合石油・温室効果ガス保管法の改正

2020年5月15日、「沖合石油・温室効果ガス保管法（Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act 2006）」（以下「2006年法」）を改正する「沖合石油・温室効果ガス保管法改正（境界海域の温室効果ガスに関する権限及びその他の措置）法（Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Amendment (Cross boundary Greenhouse Gas Titles and Other Measures) Act 2020）」（2020年法律第43号）（以下「2020年法」）が成立した。施行日は、一部を除き布告によって決定する（6月10日現在未定）。

オーストラリアでは、1979年「沖合に関する憲法上の合意」（The Offshore Constitutional Settlement）により、領海の基線から3海里（約5.6km）までの沿岸海域を各州・北部準州（以下「各州等」）が管轄し、3海里以遠の沖合海域は連邦政府が管轄することとされた。2006年法は、連邦政府の管轄である沖合海域における石油開発及び二酸化炭素回収貯留（Carbon Capture and Storage: CCS）に関連する活動を規制する法律である。CCSとは、地球温暖化の一因とされるCO₂を削減するために、製油所や火力発電所等で排出されたガスからCO₂を分離・回収し、地中に圧入・貯留する技術である。

2006年法の主な石油開発関連規定には、「石油鉱区探査許可（Petroleum exploration permits）」（第96条～第133条）、「石油保有リース（Petroleum retention leases）」（第134条～第158条）、「石油生産許可（Petroleum production licences）」（第159条～第191条）、「石油貯蔵・処理施設の設置及び操業許可（Infrastructure licences）」（第192条～第208条）等がある。また、CCS関連では、①「温室効果ガスアセスメント許可（Greenhouse gas assessment permits）」（第288条～第317条）、②「温室効果ガス保有リース（Greenhouse gas holding leases）」（第318条～第354条）、③「温室効果ガス圧入許可（Greenhouse gas injection licences）」（第355条～第401条）等の規定がある。

2020年法では主に、温室効果ガスに関し（上記①～③）、これまで各州等と連邦政府にそれぞれ管轄が分かれていた沿岸及び沖合海域について、両者にまたがる海域での権限を規定するための改正が行われた。また許可等を行う機関として、各州等と連邦政府それぞれの管轄大臣から成る境界海域管轄機関（Cross-boundary Authorities）が設置されることとなった（2020年法第76条～第76L条）。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00043>